

## ●緊急小口資金 特例貸付●

(新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ)

読谷村社会福祉協議会では、特例貸付(一時的な資金の緊急貸付)を受け付けています。

### ～相談者の皆さまへご協力依頼～

※4月15日(水)より一般の相談と特例貸付相談の相談場所を指定し、電話にて  
予約時間・相談書類等の確認の上、申請・相談対応といたします。

**直接、来所されても申請・相談対応はできませんので必ずお電話でお問合せ  
下さいますようお願いいたします。**

#### 【受付時間・場所】

申込窓口受付時間：平日の午前9時～午後4時

(完全電話予約制)：電話 098-958-2939

相談窓口場所：読谷村社会福祉協議会(読谷村字座喜味 2975 番地)

#### 【注意事項】

※予約時間までは、お車での待機をお願いします。

※来所前には必ず、**体温の検温**をお願いします。

**体調不良や熱などがある方には再度、予約日を調整しますのでご相談下さい。**

#### 【内 容】(参照：一時的な資金の緊急貸付パンフレットPDF)

##### 1 対象者

- ① 読谷村にお住まいの方
- ② 新型コロナ流行などに伴い、収入が減った・なくなった方、無職になった方  
※貸付は **1世帯あたり1回限り**となっています。  
※申し込みは原則、**本人のみ**。申請予定者が罹患しているなどの場合は**委任状**による代理申請が可能です。まずは電話でご相談ください。

##### 2 申請時に必要なもの(読谷村社協の窓口を持ってきてもらうもの)

- ① 住民票謄本(1通)  
(※世帯全員が記載されている住民票謄本、本籍地が記載されているもの)
- ② 身分証明書(顔写真入り)  
運転免許証・住基カード・マイナンバーカード、パスポート、健康保険者証等  
その他の場合は貸付担当者と要相談
- ③ (送金を希望する)預金通帳
- ④ 減収を確認できる書類や資料の写し  
※確定申告書の写しに併せ直近の減収がわかる書類、帳簿のコピー  
取引減などの確認ができる通帳、Excel・Wordなどの印刷物も可
- ⑤ 認印(印鑑)

### 3 借入限度額

原則、1世帯に10万円以内

※申請者が個人事業主である、世帯員が4人以上、世帯員に要介護者がいるといった要件に該当する場合、借入限度額は20万円以内となります。

### 4 そのほかの主な留意点

- 貸付金の据置期間は、1年以内となります。
- 本貸付金の償還期限は、据置期間経過後、2年以内となります。
- 貸付金の利率は無利子です。（償還期限を過ぎた場合は延滞利子があります）
- 保証人は不要です。

○申請時に確認していただく書類

- [借入申し込みにあたっての留意事項 PDF](#)
- [委任状 PDF](#)

○参考HPなど

- 全国社会福祉協議会 HP
- 沖縄県社会福祉協議会 HP